

2020年10月20日

各位

静岡県磐田市新貝 2500 番地  
ヤマハ発動機株式会社  
代表取締役社長 日高 祥博

## 第 85 期定時株主総会における議決権行使の集計について

当社は、2020年3月25日開催の当社第85期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）について、議決権行使書の到達期限を2020年3月24日午後5時30分と定めておりましたが、一部の議決権行使書が上記到達期限前に到達していたにもかかわらず、有効な議決権として集計されなかったことにより、本定時株主総会の議決権行使結果に反映されていなかった議決権行使書（以下、「有効票未集計分」といいます。）が存在する可能性があることが判明しました。

当社は、定款に基づき株主名簿管理人を設置することとしており、株主名簿管理人として三井住友信託株式会社（以下、「SMTB」といいます。）を選任しております。また、当社株主総会（本定時株主総会を含みます。以下同様とします。）における議決権の事前行使の集計は株主名簿管理人であるSMTBが行ってまいりました。

SMTBからは、その持分法適用会社で議決権集計業務の再委託先である日本株主データサービス株式会社（以下、「JaSt」といいます。）において、本定時株主総会以前から、議決権の行使期限前に到着した議決権行使書の一部を集計の対象から外していたとの報告を受けております。

上記報告を受けて、SMTBに当社株主総会における有効票未集計分の存在及びすでに提出している臨時報告書の訂正要否を確認したところ、すでに議決権行使期限日後に到着した議決権行使書（議決権行使期限日に受領した議決権行使書を含みます。）及びこれに関するデータが残存していない（※）ため、有効票未集計分の存在確認が不可能であること、すでに提出している臨時報告書については、「有効票未集計分が存在するか否かについて確認不可能であるため、訂正報告書を提出しないとしても、その対応には合理性が認められる」との弁護士意見を取得しているとの回答をSMTBから得ています。

このような状況を勘案し、当社といたしましては本株主総会及び過去の株主総会で提出済みの臨時報告書は訂正しないことといたしました。なお、当社の議決権行使期限内の行使状況及び各議案の賛否状況に鑑み、仮に有効票未集計分が存在していても、各議案の成否に影響を与えるものではないことを確認しております。

SMTBからは集計業務の運用変更実施について報告を受けていますが、当社からは再発防止と業務の適正化を強く求めましたことを合わせてご報告申し上げます。株主の皆様には多大なご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

（※）JaStにおける議決権行使期限日後に到着した議決権行使書及びこれに関する電子媒体

に保存されたデータの保存期間を、原則として株主総会終了後3ヶ月間としていることによるものです。

ご参照：SMTB ニュースリリース

「当社取引先の議決権行使書集計に係る業務についての調査結果のお知らせ」

<https://www.smtb.jp/corporate/release/pdf/200924.pdf>

以 上